

●香川県告示第419号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第51条第1項の規定により、次の指定を受けた施術者から指定の辞退があった。

平成20年9月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

辞 退 年月日	指定番号	施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	診療科目 (業務の種類)
平成20年 9月10日	香生施341	森 賢司 小豆郡小豆島町草壁本町 572-4	あゆみ接骨院 小豆郡小豆島町草壁本町 572-4	柔道整復